

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 第2回小委員会 会議次第

令和4年4月21日
午後6時開会 / オンライン開催

1 開会

2 議事

審議事項：令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について

(1) 前回小委員会の論点整理【資料 2】

(2) (個票5) 開示、訂正、利用停止(不開示範囲)【資料 3-1】

(3) (個票6) 個人情報業務登録簿等の作成・公表【資料 3-2】

(4) (個票7) 審議会への諮問【資料 3-3】

(5) その他

3 閉会

次回の日程 第3回小委員会

日時：令和4年5月12日(木)午後6時から

場所：オンライン開催

情報公開・個人情報保護審議会第1回小委員会の論点整理（案）

令和4年4月21日

1 開示、訂正、利用停止（手数料）

(1) 方向性

現行の個人情報保護条例の規定と同様に、手数料を無料とすることは妥当である。

(2) 主な意見

現行条例の規定と同様に、手数料を無料の場合、大量請求時の職員の事務負担が気になる。

交付の費用に関して、情報公開条例と同様か。

開示時の電磁的記録の交付状況について知りたい。

2 開示、訂正、利用停止（手続）

(1) 方向性

原則として、現行条例と同様の運用とすることに賛同するが、「訂正決定」及び「利用中止」については、この間、実績が無いことから現行条例を踏襲しており、必要な情報を収集し適切に判断するべきである。

(2) 主な意見

国の「開示決定」の期限は原則30日以内であるが、それでも期間延長決定がされた経験がある。果たして、現行条例の規定と同様に、原則15日以内という日数で実務上対応が可能か。

原則15日以内での対応はかなり大変だと思うが、適切に運用して欲しい。

「訂正決定」及び「利用中止決定」の期限は、現行条例は原則20日以内となっている。「開示決定」と同様に、原則15日以内にするには可能か。作業量が「開示決定」のときと変わらなければ、「訂正決定」及び「利用中止決定」も「開示決定」の期限と同様に、原則15日以内にトライすることも良いのではないか。

3 行政機関等匿名加工情報の提供

(1) 方向性

「世田谷区の3つの基本方針」のとおり、区民が情報主体であるという点を十分意識して極めて慎重に検討していく必要があるため、令和5年4月の導入は見送ることとすることが妥当である。

(2) 主な意見

区では、具体的にどのような情報を加工して事業者に対して提供することを想定しているか教えて欲しい。

パブリックな側面がある一方、区民本人からすると不安が拭えない側面もある。これ

は、「世田谷区の3つの基本方針」の2点目に該当するものの、単に他の自治体が導入する予定がないという消極的理由ではなく、当該基本方針に従って極めて慎重に検討していく姿勢を示すべきだ。

4 定義（条例要配慮個人情報）

（1）方向性

条例要配慮個人情報を新たな条例に規定するか否かは、改正法で規定のない「本人外収集」の容認の許容性と密接に関わる。よって、本人外収集の議論時に再度検討することとし、この時点では判断を留保する。

（2）主な意見

条例要配慮個人情報を新たな条例に規定するか否かといった問題と収集制限の問題と一旦切り離して考えて良いか。

区の全所属に条例要配慮個人情報の該当性調査を行ったところ、全所属から「存在しない」との回答であったとのことだが、LGBTやDVなど、ある程度想定される事項はあるか。

他の自治体で、LGBTやDVなどの情報を条例要配慮個人情報として新たな条例に規定するといった情報はるか。

国の要配慮個人情報から漏れたセンシティブ情報があるのかという問題と世田谷区のこれまでの審議会の議論の中で、頻繁に、又は慎重な議論を要求された要配慮個人情報があったかという問題を踏まえて考える必要がある。

新たな条例に規定しないということはやむを得ないと思うが、本人外収集の容認の許容性と密接に関わるため、本人外収集の議論時に再度検討することが望まれる。

新条例の検討に向けての主な課題（個票 5）

検討項目	開示、訂正、利用停止（不開示範囲）	
関係規定	現行条例	改正法
	情報公開条例第 7 条	第 78 条第 1 項、第 2 項
新条例への規定の可否	改正法第 78 条第 2 項に基づき、情報公開条例との整合性を確保する必要があるものは条例で定めることができる。	

関係規定は、資料集参照

課題事項	情報公開条例の規定との整合性	<p>地方公共団体の情報公開は、情報公開条例に基づき行われているところ、改正法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外する必要がある。</p> <p>また、行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例で開示しないこととされるもののうち、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能にしている（法 78 条第 2 項）。</p>
------	----------------	--

考え方（案）	情報公開条例の不開示情報と大きな齟齬はみられないことから、新条例での調整規定は不要とする。
--------	---

主な意見	
------	--

新条例の検討に向けての主な課題（個票6）

検討項目	個人情報業務登録簿等の作成・公表	
関係規定	現行条例	改正法
	第9条、 規則第3条、第5条、第6条、第7条	第75条第1項、第4項、第5項
新条例への規定の可否	条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない（改正法第75条第5項）。	

関係規定は、資料集参照

課題事項	<p>改正法において作成・公表義務の対象外となっている記録票の取扱い</p>	<p>国は、個人情報ファイル簿の作成義務の対象外となる一定数は、今後政令で定められるが、政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表することは妨げられないとしている（Q & A（令和3年11月時点））。</p> <p>（参考）現行の個人情報保護法施行令では、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、作成・公表義務の対象外。）</p> <p>区では、個人情報業務登録票、個人情報ファイル票、外部委託記録票、目的外利用記録票及び外部提供記録票を作成し、区政情報センターで公表しているものの、これらの記録票を作成・公表するにあたっては、事務が非常に煩雑となっており、制度開始から約30年経過していることもあり現状に沿わない内容も多々散見される。改正法により、上記～のうち、及び～の作成・公表義務がなくなることとなるが、これらの取扱いをどうするか。廃止した場合、他に何か担保する必要があるか。</p> <p>また、作成・公表義務の対象外の1,000人未満の個人情報ファイル簿の作成・公表の取扱いをどうするか。</p>
------	--	--

考え方（案）	<p>改正法のとおり、上記個人情報ファイル票を発展させ、個人情報ファイル簿を作成・公表する。なお、上記及び～については廃止するが、これらに該当する業務において個人情報が適切に管理されるよう、内部管理として庁内のチェック体制を構築する。具体的なイメージとしては、現在の審議会の諮問事項の「審議のポイント」を基本とし、改正法の趣旨と照らし合わせて詳細な基準を設定することを考えていきたい。加えて、その基準の策定の際には、適切な基準となるよう審議会からのご意見もいただきつくりあげていくこととしたい。</p> <p>また、外部委託、外部提供、目的外利用等を行った一定（要配慮個人情報にかかる事業）の案件については、審議会へ事後報告とし、審議会は必要に応じて所管課から説明を聴くこととする。また、区のホームページで審議会へ報告した案件一覧を公表する。</p> <p>1,000人未満の個人情報ファイル簿の作成・公表について、情報主体である区民の自己情報コントロール権を担保し、かつ、区民の個人情報は重要であり取扱い件数による差異を設けることは適切ではないとの考えから、人数による区分を設けることなく、1,000人未満も対象とした個人情報ファイル簿を作成・公表する。</p>
--------	--

主な意見	
------	--

新条例の検討に向けての主な課題（個票7）

検討項目	審議会への諮問	
関係規定	現行条例	改正法
	第7条第2項第2号、 第8条第2項第6号、 第12条、 第15条第1項第4号、 第16条第1項第4号、 第17条第1項第4号、 第18条第1項第3号	第129条、第2条第3号ほか
新条例への規定の可否	地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる（改正法第129条）。	

関係規定は、資料集参照

課題事項	審議会のあり方	<p>これまで、外部委託、外部提供、目的外利用等を行う際に、区は原則として各個別案件ごとに事前に審議会へ諮問し、承認され次第、区は各業務を執行していた。しかし、法改正により安全管理措置に関する基準が示され、これを遵守することで個人情報の適切な管理が保たれるとされることから、各個別案件の審議会への諮問は許容されていない。これまで住民監視、住民監査の側面も担ってきた審議会が果たす役割は非常に大きいため、審議会を継続するとともに審議会のあり方を再構築する必要がある。</p> <p>現在14人以内の委員構成にしているが、改正法では、個人情報保護委員会から専門的な助言がある。審議会委員の構成・人数についても検討する必要がある。</p>
------	---------	--

考え方（案）	<p>これまで審議会が担ってきた住民監視、住民監査の側面を生かし、個人情報の保護措置に係る内部管理の一環として、引き続き、個人情報が適切に管理されるよう、内部管理として庁内のチェック体制を構築する。具体的なイメージとしては、現在の審議会の諮問事項の「審議のポイント」を基本とし、改正法の趣旨と照らし合わせて詳細な基準を設定することを考えていきたい。加えて、その基準の策定の際には、適切な基準となるよう審議会からのご意見もいただきつくりあげていくこととしたい。</p> <p>また、外部委託、外部提供、目的外利用等を行った一定（要配慮個人情報にかかる事業）の案件については、審議会へ事後報告とし、審議会は必要に応じて所管課から説明を聴くこととする。また、区のホームページで審議会へ報告した案件一覧を公表する。</p> <p>審議会の委員構成について、令和5年4月1日施行の時点においては現状維持とする。なお、令和5年度の審議会の状況を踏まえ、改めて検討をする。</p>
--------	---

主な意見	
------	--